








控 訴 状



令和6年9月9日

大阪高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	津 久 井	進	
控訴人ら訴訟代理人弁護士	白 倉 典	武	
控訴人ら訴訟代理人弁護士	繁 松 祐	行	
控訴人ら訴訟代理人弁護士	田 崎 俊	彦	
控訴人ら訴訟代理人弁護士	関 本 龍	志	

【当事者の表示】

〒654-0052 神戸市須磨区行幸町3-2-6

控 訴 人 宗 岡 明 弘

外6名 (別紙控訴人目録記載のとおり)

〒662-0832

兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号ゆとり生活館AMIS5階 (送達場所)

弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

電話 0798 (68) 3161 FAX 0798 (68) 3162

控訴人ら訴訟代理人弁護士 津 久 井 進

〒530-0047

大阪市北区西天満4-11-22 阪神神明ビル9階902

梅田新道法律事務所

控訴人ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典 武

〒530-0047

大阪市北区西天満5-1-3 南森町パークビル4階

北口・繁松法律事務所

控訴人ら訴訟代理人弁護士 繁 松 祐 行

〒650-0013

神戸市中央区花隈町23-23 第二花隈ダイヤハイツ101

神戸花くま法律事務所

控訴人ら訴訟代理人弁護士 田 崎 俊 彦

〒662-0832

兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号ゆとり生活館AMIS5階

弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

控訴人ら訴訟代理人弁護士 関 本 龍 志

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

被 控 訴 人 神 戸 市 長 久 元 喜 造

【損害賠償請求行為請求控訴事件（住民訴訟）】

上記当事者間の神戸地方裁判所令和2年（行ウ）第71号損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）について、令和6年8月29日に言い渡された判決（同日正本送達）は不服であるから、控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 本件訴訟のうち原告早川好彦に関する部分は、令和3年10月26日同原告の死亡により終了した。
- 2 原告早川好彦を除く原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は同原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人らの敗訴部分を取り消す。
- 2 (1) 被控訴人は、久元喜造に対し、1億0245万円及びこれに対する令和3年7月21日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ。
(2) 被控訴人は、久元喜造に対し、5009万0700円及びこれに対する令和3年7月21日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ。
(3) 被控訴人は、久元喜造に対し、1億5994万円及びこれに対する令和3年7月21日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被控訴人は、都市計画事業「神戸国際港都建設道路事業3.3.32号須磨多聞線（西須磨工区）整備事業」に関する契約を締結してはならない。
- 4 訴訟費用は第1審、2審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書を提出する。

以上

【付属書類】

- | | |
|---------|----|
| 1 控訴状副本 | 1通 |
| 2 訴状委任状 | 7通 |